

長良川河口堰検証第10回専門委員会

日時：平成23年10月27日(木)13時～15時40分

場所：愛知県東大手庁舎4階 409会議室

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から長良川河口堰検証第10回専門委員会を開催いたします。開催に先立ちまして事務局からお知らせがあります。専門委員の藤田先生でございますけども、この9月末をもって専門委員会の職を辞したいというお話がございました。といいますのは、当初はこの専門委員会は9月末までということで兼職承認を大学の方にもお願いしてございましたのですが、少し専門委員会のスケジュールが長引きまして、9月以降は公務との関係で、こちらの方に時間を割けないということでございまして、事務局としても慰留しましたが、公務との関係ということでこれを了解したということでございます。専門委員会につきましてはこれまで第10回となっており最終段階という形まで来ておりますので、専門委員の補充をせずにこのまま進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、小島座長さんよろしくお願いたします。

(小島座長)

それでは専門委員会を始めたいと思います。今日は第10回でございます。今日の議題なんですけれども、パブリックコメントの意見を多くいただきました。お手元にお配りしておりますように、項目数として、400近い項目でございます。ということで、今日の予定は2時間ですけれども多少延びても最後まで、このコメントに対する専門委員会の対応ぶりについてやってしまいたいと思っております。これが今日の目標でございます。非常に短期間にですね、各委員の先生に対応案の方を書いていただきました。一番右側の専門委員会の考え方ですけれども、全部埋まってはいませんけれども、埋まっていないところについても、ご意見を審議していきたいと思っております。このような形で短期間に専門委員会へのパブコメの意見と委員会の対応案というのが、案として整理ができましたのも、愛知県企画課の方にこのフォーマットを作ってください、出てきたものを分けていただいた。私もパブコメ案の整理を役所の時に行ったことがありますけれども、出てきた意見を整理するという、項目別に分けるという非常に大変な作業でありまして、これを短期間に行っていたいただいた愛知県の企画課の方に感謝をしたいと思います。おかげで専門委員会の作業がなんとか今日までに案作りが間に合ったということでございます。それでは本日の審議に入りたいと思います。項目が多いこともありまして、パブリックコメントの報告案があると思いますけれども、このパブリックコメントの報告案の塊ごとに、対応案の審議をしてまいりたいと思います。最初は全体についてということの一塊のものがございます。その全体について案をお話しし、それから、内容に入って、「はじめに」と報告書案の3ペ

ページ以降に入るといことになります。まず、「はじめに」というところは、全体についてのご意見感想、あるいは運営についてのご意見でございます。これについては、修文に至るということではございませんけれども、考え方をご説明したいと思ひます。ページでいきますと、ページの全体、1ページから2ページ、それから3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページの運営というところまでの項目でございます。提出されたご意見については、この運営の第三者制、中立性への疑問、あるいは新しい形で、この形はいいんだとか、というようないろいろご意見をいただいております。これの説明をしてまいりたいと思ひます。まず、第一にどのように委員が選定されたのかということについてのご疑問がいくつかございます。これの説明をしております、長良川河口堰専門委員会の委員選定でございますけれども、この委員の選定については、まず、5人のPT委員から1人ずつ計5人推薦をいただきました。その上で専門委員会の構成についてPT委員を含めて10人の専門委員会を構成する提案を座長からしました。いろいろな提案をしたわけですが、結果的にはPT委員のうち2人はオブザーバーとなるということで、専門委員8人、オブザーバー2人という構成となりました。PT委員の構成については、愛知県政策顧問のほか、地元の大学関係者の中から4人が選任されています。ちょっと一つ抜けているのですが国土交通省や水資源機構の仕事をしてこられた2人、そうではないが長良川河口堰の調査をされてこられた方あるいは流域管理について学識のある方となっています。専門委員会の委員は、専門を持った方々であり、その委員構成も偏ることなく選任されている、と考えています。

それから第三者性ということについてであります。第三者性の主な意味というのは、役所のこれまでのしがらみから切り離した独立性が主であります。それは2の所ですが、これまでの官庁の審議会や委員会は、多くの場合、事務局である官庁が委員を選任し、審議の項目を決め、報告の案を書き、委員はそれに意見を述べるという形を取ってきました。また審議回数も、数回の審議で報告書が出来上がるということもありました。このような官庁の事務局が運営する審議会や委員会は、その委員構成をみただけで結果が分かると言われてきたものでした。こういう批判も提出された意見の中にありました。官庁がドラフトする文書は官庁が考える実行可能な範囲内での方策しか出てきませんし、実際、実行されてきました。長良川河口堰検証PTの元に置かれると言う意味ですが、専門委員会は、独立した第三者的な委員会として運営してきました。今日では、官庁や企業が行ってきたことが、無前提に正しく良識あるものであるとは限りません。独立した第三者的な委員会のメリットは、これまでの行政のしがらみを切り離して検討できることです。他方、これまでの行政の連続性を考える官庁としては、そのまま実施することが容易ではない部分も出てきます。第三者委員会の意見をどう受け止めるかは、行政や企業の文化を変えるものです。

3の専門委員会の運営についてですが、専門委員会では、委員自らが検討項目を設定し、議論し、ドラフトし、報告書を作成してきました。従って、この愛知県企画課がお手伝い

いただきましたが、このパブリックコメントの専門委員会の考え方の整理というのは、専門員自らが行って、取りまとめて来たわけであります。これは、官庁が全て取り仕切ってきた委員会運営とは異なり、資料収集や学会論文等の調べもすべて委員の責任で行うことになります。そこには万全でないものもあり、検討されていない事項もあるかもしれません。それは多くの方々の知見や今後の議論の中で充実していくべき事柄であると考えます。専門委員会報告はその出発点であり、終着点ではありません。長良川河口堰の運用は直接的には水資源機構が行っています。今後どのような運用を行うかについては愛知県、名古屋市だけでなく、岐阜県や三重県も関係者です。従って愛知県、名古屋市も多くの関係者の理解を得ていく努力をしなければなりません。また、他の自治体や機関も愛知県、名古屋市の考えを聞いていただく姿勢をもっていたかなければなりません。これが総括的ですけれど、次の所は同じ事が書いてありますのでスキップします。

それから2ページの上から三行目ですけど、要するに長良川をどうするのか。河口堰をどうするのか。取り壊すのか、開門したままにしておくのか。その費用をどうするのか。ということですが、専門委員会では長良川河口堰が既に建設されていること、存在していることを踏まえて、その適正な運用について議論してきました。河口堰を維持するか、取り壊すかということについては検討の範囲外としています。河口堰が存在しているということが前提での審議でございます。

6ページのところにまいりたいと思いますけれど、6ページ上から4つめの囲みであります。なぜこんな審議を始めたのか。あるいは愛知県さんはなぜこんなことを行ったのか。どういう利害があるのかということを含めての議論であります。上から4つめのマスであります。公務員は選挙で選ばれてはいません。知事や市長は選挙で選ばれています。選挙による政権交代は、民意の反映です。選挙のマニフェストは選挙民への約束ですから、その実現に努力するのは民主主義の基本です。また、税金や使用料の使い方について、税金や使用料を払っている人々に説明をするのは当然のことです。

そのことを踏まえた上で、既に洪水の時には堰は上げられているわけですし、扉のことですね。堰を管理する水資源機構なりに柔軟な堰の運用の努力はなされています。長良川河口堰に関しては国土交通省や水資源機構だけでなく、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県は当事者です。愛知県は当事者であるからこそ建設費用も維持管理費用も分担しています。河口堰に「適正な管理」を当事者が求めるのは当然のことです。そこで、まずは、愛知県として検証を始めたということ。当然のことですが実現は岐阜県、三重県を含む関係者が理解し、合意しなければできないことでもあります。

ちょっと違うことですが、木曾三川と呼ぶべきではないという意見ですが、濃尾平野を流れる河川の呼び名として使われてきた名称を使っている。ということでもあります。

P Tと専門委員会の関係についてのご意見がいくつかありました。6ページの一番下でございます。専門委員会の考え方。専門委員会の活動でありますけれど、P Tの設置要綱では、第4条で、プロジェクトチームは、次に掲げる事項を行うものとする、と書いてお

ります。

一つは関係者に対するヒアリングの実施、二つ目は専門的見地からの知見の集約・整理、となっており、専門委員会については、第5条プロジェクトチームの下に、専門委員会を設けるものとする。専門委員会の委員は、プロジェクトチームからの推薦により、知事が委嘱する。専門委員会は、長良川河口堰の運用に係る治水、利水及び環境面での影響を考慮した適切な運用のあり方について、専門的見地から広く知見を集約し整理して、プロジェクトチームに報告する、となっています。

専門委員会は、PTの二つの仕事のうち、専門的見地からの知見の集約・整理を支えるものであり、意見陳述人を招いて話を聞くことや、報告書案についてパブリックコメントを求めることは、専門的見地から広く知見を集約し整理することに含まれています。専門委員会は、設置要綱に基づく独自の合議体です。設置要綱で示された仕事を行うものであり、その仕事の仕方についてPTの指示がなければ何もできないということではありません。

委員の選定、第三者委員会についても同じことでもあります。ちょっと第三者機関と行政との連携についてこんなことが書いてありますけど。最近の九州電力の第三者委員会と九州電力がそれをどう扱ったかというようなことで、いろんな議論がこれからも起こってくると思います。PTの話は同じですけど。次の8ページであります。いろんなご批判がありますけど、8ページの上からの2行目ですか。専門委員会の考え方の2ですね。専門委員会の検討についてございます。これのご疑問なんですけど、2の(2)専門委員会の検討について。専門委員会の審議は、短期間ではありますが、随分過密になってしまいました。報告書案の作成まで9回の会合を開催しました。大学の授業等を抱え、多忙な委員の方々の都合も考慮し、3日間連続の審議も行いました。従来、官庁が運営してきた審議会や検討会も、年間の予算のスケジュールを考慮して行われています。今回の専門委員会の審議においても予算スケジュールを念頭においたことは、特別なことはありません。これは、補正でもなんでも組めばいいんじゃないかということでもあります。

それから科学的な議論についてのご批判がありました。提出意見の概要の3ですけど、科学的な根拠があるものに限定するのは、巧妙なバリアーではないかということでもあります。科学的な議論について、科学的な議論をする場合に、ピアレビューを経た論文を基本とすることは行われることです。また、データがなく、あるいは、科学的に不確かなことは不確かであるということが大切です。行政での政策決定は、そのような科学的確からしさや不確からしさを踏まえた上で行われるものあり、このような科学的姿勢は行政判断を排除することではなく、むしろ行政判断を行う基礎として必要なことです。と言うことで、科学的な議論と行政的な判断は違うので、科学的な議論をしていただければ良いということでもあります。

9ページでありますけど、運営のPTとの関係でありますけど、9ページの二つ目ではありますが、専門委員会報告はPTの専門的見地からの知見の集約・整理の部分についてP

Tに報告するものです。専門委員会報告はそれ自体独立した組織である専門委員会の報告書であり、広く知見を集める上で、パブリックコメントを行いました。ご意見は広く伺う関係から、関係県である岐阜県・三重県にもお伝えすることは礼儀であると考えました。専門的な事項に関する多くの意見が寄せられ、報告書の作成に寄与するものと考えています。専門委員会の報告を受けて、PTとしては、PTが行ったヒアリングの内容と、専門委員会報告を含めて議論することとしています。PT委員で専門委員となられなかった方もいらっしゃいますが、オブザーバーだからといって意見を述べられないわけではなく、むしろ専門的見地からの知見の集約・整理については、ご意見を戴くことが専門委員会としての趣旨に沿うものと考えています。

それから次が中立ということでもあります。9ページの最後であります。専門的見地からの知見を集約し、整理することが専門委員会の役割です。長良川河口堰に関する事項についての専門的意見は、中立的な河川研究者といわれる方であっても、開門調査に資するか資さないかという観点から判断されれば、それぞれ相対する意見は、中立的ではないということになります。また、中立的な組織ということも結局は実質的に審議する専門家によって判断されます。例えば、原子力関係における土木学会は中立的な組織か。という検討といっても、土木学会で実際に審議する専門家の方々が原子力産業に関わっている方々である場合には、もはや中立な組織と考える国民は少ないでしょう。また、いくら中立的に専門的知見を述べても、原子力推進に寄与する意見か原子力に依存しないようにする意見かによって、それぞれの反対の立場からは、偏向している、と評価されることになるでしょう。また、例えば水俣病の原因究明過程においても有機水銀説を打ち消しにかかった中立的な委員による検討会は、水俣病の解決を遅らせた役割しか果たしませんでした。当時は、有機水銀説を述べていた熊本大学の研究者は、企業や通産省からすれば中立ではないと考えられていたかもしれません。

このことを縷々述べているのは、社会的事象を扱う場合には、専門家の意図とは別に、それぞれの専門的見地からの意見と反対の立場からは中立ではないとか偏向しているという評価がなされることはあり得るということと、しかし、それは社会的な評価であって、それぞれの専門家は研究者・専門家としての信念に或いは良識に基づいて見解を述べておられるということとは別のことであるということです。

専門委員会の委員の方々は、それぞれの専門家の良心に基づいて見解を述べてきたものと考えています。なお、専門家の良心に基づく見解を述べると言っても、それと異なる専門家の意見もあることから、それらの意見を聞き、精査を行うことは必要です。また、検討が不十分である場合には、更に細部にわたって検討が必要です。それ故、広く知見を集めることが大切となると考えています。長良川河口堰開門調査に関する検討は始まったばかりです。今後とも、多くの方々の議論によって、更に深められることを排除しておらず、むしろ歓迎しております。

10ページの二つ目の枠であります。運営であります。小島座長並びに事務局に問い

合わせの欄です。岐阜で行った説明会ではありますが、専門委員会ではパブリックコメントを戴くに当たって、説明会のご要請があれば都合がつく限り伺って説明するという姿勢で臨んでいます。岐阜市での説明会は、愛知県事務局と意見交換し、パブリックコメントの一環として実施することとなりました。説明においては、開門して何を調査するかについて、専門委員会報告案に記述されている事項も説明しましたが、これは今回言われている九州電力などのヤラセとは同じではないと思っています。そう言うが同じじゃないかと言うことですが、そうではありませんということです。専門委員会報告は、「PTの専門的見地からの知見の集約・整理部分についてPTに報告するものです。以下前に説明したものと同じであります。それからPTはどうするのか。ということが最後の項目ですけれど、PTとしては専門委員会の報告を受けて、設置要綱にあるヒアリングの内容と専門委員会報告を含めて議論することとしています。PTは専門委員報告が完成し、その後開催することになります。そのタイミングは、専門委員会報告の完成のタイミング、PTのスケジュールなどの都合によります。パブコメをやるのか。原則的にはやるということになりますが、しかし報告書の内容によりましてここでは確定的な判断を示しておりません。以上が報告書の文書に入る前の運営についての事柄であります。

長くなりましたが、ちなみにもう一つ、内容に入る訳ですけれども、多くのコメントで、愛知県は長良川河口堰開門調査の言い始めだから、開門調査により被害が生じたら、その損害賠償の責任を負うべきでないかというような意見が、一体誰が責任をとるのかとか、運営全体の中にもありました。例えば5ページの一番下のところですね、岐阜県や三重県の首長らから述べているように「もし被害が生じた場合には、一体誰が責任を取るのか」というのがあります。これは前から説明をしておりますけれども、長良川河口堰の管理の責任と権限はどこにあるかということと、愛知県のポジションであります。もちろん長良川河口堰の管理の責任と権限は水資源機構にあります。従って、愛知県のポジションは管理権限を持っている水資源機構に開門調査をするよう要請をすることです。ただ要請をするということではありますけれども、費用負担をしている重要な関係者でありますので、協議をさせていただきたいというようなポジションになる訳であります。

開門調査と費用負担の関係でありますけれども、仮に愛知県が管理権限を持っている施設でその運用によって住民に被害が生じたという場合には、国家賠償責任、国家賠償法によってその責任が愛知県に生じます。その予防措置を講じる費用負担もあらかじめやるということは利にかなったことであります。長良川河口堰は愛知県が管理する施設ではありません。水資源機構の管理する公の営造物です。法律的にその管理責任は水資源機構にあります。だからこそ愛知県は、要請をいたしますけれども、関係者と話し合っていかなければならないということになります。

もう一つ、地方自治の観点からある特定の地方自治体の区域外で行われる公共事業について、その事業と費用負担について考えています。それぞれの地方自治体はその地方自治体の住民に対する行政権限を有しております。住民の福祉を図る責任と権限はその地方自

治体にあります。愛知県民に対しては愛知県知事が持っておりますし、岐阜県民に対しては岐阜県知事が持っております。例えば仮に岐阜県内において新たな塩害対策を講じる場合、想定をしてみますと、その事業は岐阜県ないし国、あるいは国の外郭団体が実施をすることになります。これは公共事業でありますと公共事業はそれぞれの根拠法令があります。根拠法令によって事業の実施のやり方、費用負担が決定されております。従って、そのような法令に従って行うこととなります。これらの法令に定められていない事業ということであれば、協議をすることでということになると思います。

ということなので、公共事業は勝手にやっているものではありませんので、法律に基づく事業のやり方、あるいは費用負担というものが決められている。必要な事業については、それらの法に則って行わなければならないということでございます。そういうことをバックにしてこれまで申し上げておりました。念のためご説明を申し上げます。以上が運営に対する説明であります。ただ、これは報告書の修文に直接関わることはありませんので、説明に止めておきたいと思っております。ご意見ご質問があれば。

(今本座長)

よろしいですか。

(小島座長)

はい。

(今本座長)

私はこの専門委員会の委員として、ただ今、小島座長が説明されたことに全面的に賛成です。その中で、色々偏った委員とか表現が意見として寄せられていましたが、私自身は人間というのは観点によって常に偏っているわけですね。じゃあ、学者はどうすべきかというのを考えましたら、学者は恐れるべきは真理だけであり、持論のいろんな取り巻く環境やら、そういうことも人間ですから気にはなりますけど、やはり、最終的にどういう意見を持つかは白紙の状態から考えてやるということだと思っております。特に、こういう委員会では自分が正しいんだと、相手が間違っているというのから出発しますから、これはずっと平行線をたどると思います。私自身は他からどう思われるかわかりませんが、常に白紙の状態から考えるようにしています。今回の長良川河口堰についても、実は私は河口堰のいろんなことに関わっておりませんでしたので、手元には全くデータがありませんでした。以後こういうお話があってから随分長良川河口堰の文献だとか、いただいた資料、インターネットで得た資料、それを必死になって読みました。これはもう1日のうち15時間くらい費やしたのを、かなりやりました。そういう中で白紙の状態で今回自分は考えてこの専門委員会に臨んだつもりであります。その結果がそれぞれの私自身の意見となって出てきたということです。

(小島座長)

あまりこれに費やしていると、最後に行かないんですが、ご意見ご質問があれば。よろしいですか。じゃあ、次に、移りたいと思います。それではですね、伊藤さんは早く出なさいいけないんですか。それじゃ伊藤さんの主たるところから始めてまいりましょうか。利水のところですね。利水を主に分担をしていただきましたので。申し訳ありませんが、伊藤委員の関係で利水のところからまいりたいと思います。利水は38ページですか。まず38ページですね。検証の利水、38ページのところですから、この表でいくと24ページの一番下からですね。それじゃ、マイクを渡しますので、ご説明をお願いします。

(伊藤委員)

はい伊藤です。すいません。今日も2時には出ないといけないので、来てすぐ帰ると言う状況で申し訳ありません。担当させていただいたところは。

たくさんコメントいただきました。ちょっと申し訳ありません。頭の整理がついてませんので、順番に読んでいく時間はありませんし、多くの批判をいただきました。基本的な水資源計画のことがわかっていないんじゃないかということで、ある意味では国の作られたフルプランと大幅に違う展開がある、それから水余りというけど渇水が頻発しているんじゃないか、まあ、これが一番まず分かれるべき見解だったと思います。それから、計算の上で施設としているけど本当に対応として大丈夫なのか、私があと理解しているのは具体的に開門した時にいろんな代替水源を必要とするが、その中に多くの懸念を述べて頂いたと、まあ大きくはその3つくらいですか。ちょっと失礼な発言を最初にさせていただくと、批判をいただいたコメントほとんど無記名なんですね。パブリックコメントで、まずいですか、これは。名前があるけど出してないだけですか、ないですね。無記名ですね。無記名なんですか。あ、そうですか、そうですか。失礼しました。批判のやつだけそんな感じがしたんで、ちょっとムっとしてたんですけど、私の誤解で、お詫び申し上げます。

まずは、水資源開発計画についてフルプランをベースにしたものと違うのではないかという理解なんですけど、フルプランの従来計画を見ていけば、水余りというのは計算上出てきますということがまず大前提です。その上で、現在のこの例えば少雨化という言葉に対して、またはダム施設の能力の低下ということに関して、この報告書では少なくともダムの施設能力が近年の渇水というところで低下ということに関して、否定はしてありません。従いまして、フルプランの方で低下を前提とした十分の一という渇水基準年を前提とした上で、議論を作っております。ただ、委員会としてそれを認めているわけでは決してないと科学的なベースの上でダムの施設能力が低下、というよりも少雨化現象等、将来に続く現象としてそれを理解しているわけではないということを書いた上で、そういったダムの施設能力が低下に対してということで、低下を前提としてそれでも水源があるのではないのかということを書かせていただいておりますので、それをまずご了承というか、いただきたいということを書かせて頂いております。

水余りとそれから渇水というもので、水余りならなぜ渇水が起きるんだということですが、計画を超えた渇水現象が起きれば、水はどれだけ水が余っていても、水資源計画を超えた大規模な渇水がきたら渇水になるわけだと、水不足になるわけです。最近頻発しているということですが、逆にここ数年は落ち着いてきているということも事実ですし、それから起きているものの中に確かにダムが空っぽになるほど大きいものもあることはありますが、多くのものはそれ以前の意欲的な、つまりそうならないための対策的なものですので、そういったものも含めていったときに、決して言われているところのフルプランのことを、誤解をした上で書いているわけではなくて、よく理解した上で、現状も見た上で書かせていただいておりますというのが一つです。すいません、具体的にはそれを見ていただければと思います。

あとですね。計算上の話ではないかということで具体的な提案のところでは説得力に欠けるということをお願いしまして、これについては計算上ですというふうに述べております。つまり、計算で現在の施設を87年という、近年の十分の一渇水をベースとした時にどういうふうな計算が成り立つかということでさせていただいております。さらに具体的な水源ということで考えていくときには、実はこの検討委員会の報告書の先に、より実務的ななども含めて議論が残されていることは承知しております。大変申し訳ないですけど、私自身が個々のパイプラインの口径がどのくらいで、どのくらいの水が送れるかという東海3県木曽川水系全て知っているわけではありません。多くの人からの知識をいただいて書いておりますけど、そういったところで本当に開門調査をやらなきゃいけないとなった時に具体的な対策を立てるとしたらどういう考え方があるかということをお願いさせていただいておりますので、より具体案の実行性につきましては、さらに恐らくこの報告書の先に具体的な実務者会議等での議論をしていただければと思います。そういったレベルのところの批判は甘んじて受け入れるつもりでございます。

それからもう一点、具体的にゲートが上がった時に水源を失うところが幾つかありますということで、個別に対策を書かせていただきました。その中で、非常に印象的だったというか、例えば福原輪中についてはゲートが開くと、今、真水で取れる水が塩分化する、それから堤防からの浸透水等が塩分化した場合においてはその水源を失うというリスクがあると。そのリスクは承知しております。つまり可能性はあります。従ってそれについては本当に具体的に何をするかというのは、全て書ききれていないということで、その批判も甘んじて受け取りますが、例えばアオ取水、これについても批判を受けましたけれども、例えばそういったものについて、何らかの人が管理するような形の措置をとって、真水が取れるようにするとか、又はもっと別の措置を取るということをせざるを得ないんだと思います。そういった措置も含めて、何か一つが不安があるから、全て開門の前提が消えると私は考えておりません。そんなパーフェクトな提案が出せるわけがない。つまり一つひとつ見ていって、ここはこういうことで何とかなりそうだという書き方をさせていただき、それがさらに実務的にそのまま行けるのか、又は、やはり別途対策が必要なのか、という

ことはこれからさらに検討せざるを得ないと。限られた時間の中で私のような限られた能力の者が集めたものとしてはそこが精一杯です。大変批判のコメントが厳しゅうございまして、今の言い方だと言いついになってしまいますが、ただこの三日ほど、ほぼ徹夜状態で、今皆さんのお手元にもいってると思いますが、専門委員会の考え方、逆にこれはあの、夜中にムツとして書いておりますので、もしかしたら非常に批判的な対抗意識で書いているところがあったら、少しまるやかに受け止めていただければ幸いです。すみません個別のところに入る時間ちょっと惜しいので、ちょっとそこまで、説明させてもらいます。

(小島座長)

いや、あまり、ちょっと時間がないので個別のところもお願いします。

(伊藤委員)

いや、今のが。

(小島座長)

ああ、今の。それでは、今までのといっても、あまりにも総括的でちょっとご意見が出ないと思いますので、ちょっと個別のところもどうぞ。

(伊藤委員)

より個別と言われても。意見の相違になってしまうようなことで、例えば26ページのナンバー402ですか、該当箇所3、全般について。あの平成6年の大湯水について一言も言及していないということで、あえて平成6年の異常湯水、大湯水については本来は説明をしたかったんですけども、一つはエマジェンシーというか異常事態のことですので、あえて議論としては僅かしかしていないということは事実です。ですから報告書で必要があれば記入をさせていただくというコメントになっています。その時の提案としては、もう水利用者間の水利調整システムの整備、特に農業用水団体の水利調整の積極的参加と制度化、それから河川維持流量の一時転用、あと節水システムの整備等考えているというふうに書かせていただいております。その後にはですね、つまり94年湯水で、大湯水をつぶさに検証すれば断水に苦しむ住民、生産ラインを止めた企業、番水に耐えかねて水田を放置した農家等々、大変だったんだと、そのことわかってないんじゃないかと、従って早く河口堰を繋ぐ等そういった施設が必要じゃないのか、というふうな論調で読ませていただいたんですけども、あえてそこは少し根拠を出させていただいて、大湯水の後、94年湯水の後には愛知県が行ったモニターアンケート等では、県民の人たちが最もその時望んでいたのは、水源のダムを作れではなくて、もっと節水に協力しようとか、もっと水の有効利用するようなことを考えようということが実際のアンケート結果に出ていると。つまり、県民の多くの人たちは大湯水を経験した後、何を思ったかということ、さらなる水源施設ではなくて、

今言ったような形の自分たちで出来ること、それから使っている者同士の協力、山の管理であったということを書かしていただきました。なぜ書いたかという、大湧水を体験した、しなかった人にはわからないかもしれないがと書かれてしまって、これがとっても悔しくて、私自身は大湧水の際に本当に批判されながらもたくさんコメントを出させていたでいて、早く水利調整のシステムを作るべきだと、言ってもう何年経ったんでしょうか、17年ですか、まだ全く私から言えば整っていないというのが悔しくてしょうがなくて今みたいな書き方をさせていただきました。

あとですね、27ページに一番下、国交省はもうすでにフルプランの改定において利水需要の見通しについて、全体に合わせて下方修正をしていると。それから河口堰の必要性を位置付けて合理的な説明をされていると。だから、国交省に対する批判は当たらないというようなコメントをいただきましたけれども、私自身の見解ですけれども、国交省のフルプランの改定は決して実態に合わせた下方修正ではないと、ダム、河口堰計画が生き残れるレベルの下方修正しかしていないと、作為的であると、従ってフルプランの改定の度に実際の計画において、需要予測と使用実績がどんどん離れていくということを引き起こしてしまっている、それが事実であるということを書かせていただいております。今27ページが一番下です。それから近年のダム供給能力の低下傾向については、事実としてダム供給能力の低下した年はあると、ただそれを将来に続く低下傾向と断定すべきではないという立場です。ただ、誤解をいただきたくないのは低下しているという事実は認識しておりますし、それをもとにしたフルプランのいわゆる供給能力の低下を前提とした1987年の、より最近を湧水基準年としたシミュレーションに基づいて議論をしております。決して無視はしておりません、ということを書かせていただいております。

さらにそこに続けて書いてあります、水余りの主張する立場ということは、私の立場なのかもしれませんが、決してダム供給能力の低下を否定していませんと、あと湧水時の対策として水利調整等の別の策を提起しているということを書かせていただきました。

あともう一つ、また概括的と言われるかもしれませんが、農業用水に関しまして実際に農業用水組合、土地改良区の方から、更にまた多くの方から農業用水の水は余っていないということ、更にまたそういったものを調整するということは農家の人たちの権利を侵害に当たるのではないかというようなコメントをいただいております。まず、農業用水については、まず申し訳ありません。これは後半の部分になるんですかね、だいぶ先に飛ばしてしまっていていいですかね、57ページの方に、これはあの、対策等の方になりますかね、そちらの方でいただいております。えっと57ページの74、77あたりはすべて農業用水等に関わるところで、77、ちょうど真ん中あたりですかね、上から四つ目に読ませていただきますと、農業用水の維持管理がますます困難になっていることは理解しています。しかし、濃尾平野の主要農業用水において受益面積が半減するほどの減少をきたしている中で、現行の水利権の全てをそのまま使い切る説得的な理由があるとは考えられませんと。これは他のところにも書かせていただいたんですけども、水利権というのは与えられてい

て、もちろんそれはその地域、農業用水等において使用権といいますか、ということではちゃんと認められるべきだと、当然だと思っています。

ただ、それが合理的な利用等を前提としたという大前提があるわけですし、かんがい面積が半減しているといった時にそれが合理的な利用の下で水利権がフルに認められるかどうかというのは、これはこの委員会で話しきれないほど大きなテーマだと思っています。私の意見だけですべて乗り切ろうとは思っていません。ただ、だからといって、では今使っている農業用水の方々の水利権がすべてでは、守られるべきだということもこれは私は違うと思っています。つまりそこには議論されるべき余地がたくさんあり、ここに書いたとおりです。「流域全体の水管理を考えた場合、農業用水団体が積極的に節水に努め、通常時、渇水時のどちらにおいても都市用水へ送水できることが強く求められています。是非、積極的にそうしたシステム構築をされて、流域を守る農業用水団体になってほしいと思います。なお、そうした送水がされた時には、それに対して適切な対価を求められるシステムの構築が絶対に必要であることを申し添えておきます。」ということで、まさに今の状況を現状維持でそのままではなく、積極的な形で議論を更に展開させていただきたいという期待を込めて書かせていただきました。思いつくところではそんなところです。

(小島座長)

ありがとうございました。利水のところでは少雨化の議論をやったわけですけども、いわゆる少雨化のグラフはですね、国土交通省本省の見解もそうですし、ご意見を見てもそんなんですけども、あのグラフから将来を予測したものではないということはもはや明確になっているわけですね。問題はこれまでのグラフとかから、いわゆる渇水の時にどうするのか、つまり過去のデータから見たときの渇水が将来起こった場合への対応をどうするのかということが課題なんであって、その将来、例えば平成20何年とかですね、平成30何年に雨が木曾川水系で少なくなるとかですね、そういうことを言っているわけではないと。これは確定した見解ですね。国土交通省本省の方も東京での話でそう言っていますし、そうするとですね、そのように整理をしなければいけないと思うんですけども、もう一つ、二つ目のポイントは通常時で水が足りないということはない。余っているかどうかは別にして、せいぜい需給バランスがとれている。この議論の中は実質的に見ると、余っていると、こういう議論をしているわけですが、ポイントは過去の渇水が将来起きた場合への対応として、その水供給の立場からは多くの供給源を確保しておきたいという、つまり供給のサイドからできることは、そういう対策だという議論と、需要の方にその水道局がどこまでやれるかということについて不確実性があるので、まあそういう議論になると思うんですけども、需要の方でやれるという議論との違いではないかというように思うんですけども、伊藤先生はどういうことでしょうか。そこを書いていくということなんじゃないかという気がしているんですけど、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

あの、すいません。まず供給能力が低下しているということを前提に議論をしているので、この報告書の中でも、そういった意味でまずそこにそんなに齟齬はないので、今言われているのをどう理解されるのでしょうか。需要の方からと言うと、リマンドマネージメントみたいな話は当然、求められてくるんだと思いますけれども、ただそれと供給サイドと需要サイドのそれぞれの管理のぶつかり合いではなくて、そもそも供給の施設になんていうんですかね、能力の評価みたいなところで問われている議論なので、すいません私も質問の意図がわからないまま答えているので、良く質問に答えられないんですが。

(小島座長)

供給の能力で20年に2回、10年に1回の渇水に対応できるというのが基本的な整理だというふうにやっていくということですよ。そういうことですか。すいません、質問が上手く伝わっていないと答えも伝わっていない、ちょっと蔵治先生、補助していただけますか。

(伊藤委員)

一般的にとっても利根川では違いますが、木曾川水系等では10年に1回の渇水、20年に2回、同じ発想ですけど、渇水時に丁度、水が供給しきれるということで、そこで欠ける部分は更にダム等で補給をすると、従って今ある造られてきたダム、河口堰等は10分の1渇水ということを前提に計画されていると。それが元々造られたときの計画年が恐らく1951年とか、54年とかだと思いますけど、その当時の10分の1に対して近年の10分の1というのが相当、河川流量に対して厳しくなっていることだと思うんです。それはそのとおりというか、10分の1というのを写せばそうなるわけで、ですから計画当初の1951年頃の河川流況ではなくて、1980年とかの河川流況をベースに計算し直すということになっていくと。従って報告書においても87年をベースで言っているものを基本的には踏襲しているけれども、それが長期的にそういう状況が続くとは思ってはいない。と言うかそれを固定するのも危険であって、そういった意味で言うとちょっとそこは確かに緩めた議論になっている。87年に全部乗っかってフルに全部が供給できると、そんなに気持ちの良い答えが出せる程ではないけど、大体それで行けるけど、足りない所は他の手を打てばいかがでしょうかというのが提案ですので、今の説明は決して需要を、リマンドマネージメントをどうのこうのというのではなくて、将来的な需要管理というのは当然必要ですけど、あくまで河川流況が変わってきて、それをベースに国交省さんが言われていることにかなり乗った議論はさせてもらっているので、本来そんなにぶつからなくても良いはずなんですけど、その部分では。

(小島座長)

ご意見、ご質問はありますでしょうか。では蔵治先生お願いします。

(蔵治委員)

蔵治ですけども、伊藤先生が中座されるのであれば、是非、費用対効果の所についても若干ご説明いただいた方が良いかと思うんですが。

(小島座長)

じゃあよろしくお願いします。帰さないということなんですね。話をしてください。

(伊藤委員)

費用対効果って何がありましたっけという、本当に頭の中が吹っ飛んでいるんですけど。はい、費用負担はそこに幾つかありますが。長良川河口堰の水が安いんだということを幾つか書かれているものがありました。例えば49ページの一番上ですね、ナンバー199、河口堰の22.5立方メートル毎秒という開発水量は、近年、他のダムにおける開発水量に比べて飛び抜けて多く、非常に安価な水であると言える、あの、いわゆる原水コストと言いますか、その建設費においてどれくらいの水が開発されたかと比較で言えば、恐らく安いんだと思います。岩屋ダムはもっと安かったはずですけども、安いんだと思うんですけど、導水路等の費用を加えていくとそんなに簡単にはいかないんじゃないかということで、その点で書かせていただいています。この指摘は次の点で誤っています。他のダムの場合でも導水路や環境費用を考慮する必要があると述べていますが、木曽川に建設されたダムと長良川、揖斐川に建設されたダム、河口堰では木曽川に水を運ぶ導水路建設の必要性の有無において大きな違いがあり、長良川、揖斐川に建設されたダム、河口堰は本体とは別に木曽川へ水を運ぶ導水路建設が不可欠となります。その費用をどのように見積もるかによって、長良川河口堰は必ずしも安価な水ではなくなるのです、ということで、念頭にあるのは徳山ダムで、これは徳山においては木曽川水系連絡導水路が900億円ぐらいで今造られていると。つまり付帯施設が馬鹿にならないでかいものであると。長良川河口堰においても現実においては、今開発されたものでも送水する場所までの距離、既存の施設を使い辛いということでそれぞれ導水費用が300億とか、400億とか掛かってきている。

今後造るものは非常に木曽川に近接したところで直ぐ土手をくり抜いて作るから安いという説明を既にされているようなんですけど、そこ自身は岐阜県の方から造ることが禁止されている場所である。つまり、環境に影響がでるということで、ちゃんと造ると実はまた高くなるのではないだろうか、そこまで考えて長良川河口堰の水が安いと言ってはまずいんじゃないかというのがここの主旨です。費用便益についてはそれが一番気になっているところですよ。

(小島座長)

ありがとうございます。もう2時ではありますけど、ご意見ご質問はどうでしょうか。よろしいですか、はいありがとうございました。考えはわかりました。

それでは最初に戻りたいと思います。また、先程のところはきたところで触れてみたいと思います。10ページのところです。手元の3段表では、3段表と呼ばせていただきますが、表では10ページです。報告書案では1の長良川河口堰運用までの経緯についてのところです。ここも私のところが多いですかね。報告書案のところですけど、生物多様性のご意見があります。導入部のところでありますが、マニフェストあるいは検討のところの経緯は、文章はマッチングするように変えさせていただきたいと思いますが、生物多様性の記述というのを最初のところに盛り込みたいと思います。これは動機のところでありますので、科学的な検証ということよりも動機のことですから、その動機の一つとしてあったことは確かですので、その記述を盛り込みたいと思います。それから、読みやすく説明を付けてください等、語句の解説をとということでもあります。6ページの参考として付けた、これがずれていたということもありますので、もう一度、言葉のわかりにくい言葉については、注釈を説明をつけるというようにしたいと思います。これ3段表の11ページの半ばのところですね。それから、はじめにの11ページの一番下のところは進め方の議論ですけども、最初に一回ずっと通してやって、もう一度やっていく、また最初からやっていくという、何回もやっていくということなので、先に進めて終わりということではありません。事務局が書こうと、委員の先生方が無償のボランティアではなく役所から任命されたのですから、説明責任は当然のことです。当然のことであるといいなと思っています。もともとの木曽川水系のフルプラン、国土審議会水資源分科会木曽川部会ですけども、9人ですね、沖大幹さんが委員長ですね、そういう方々も当然にこの意見に従えば全部説明責任があるということなので、是非説明責任を負っていただきたいと思いますが、議事録を見る限りコメントを色々言っているという、そういう審議だったということがホームページでわかりますね。審議の方法は全く違う。是非このコメントのようあらゆる審議会はそういう委員全員が責任を負っていただきたいと、これが本来の在り方だということについては全く異議がありません。それから、はじめにのところはPTの運営のところがあります。運営のところでは必要なことについては書き加えたいと思います。はじめにのところ、3段表の12ページの下から二つ目の箱のところあります。一つ説明をするとすれば、一番上12ページの上ですね、PTと専門委員会の関係についてご指摘がありました。専門委員会の考え方ということで、3段表12ページの上から二つ目の箱ですけど、専門委員会はPTとはメンバーも異なるPTから独立した合議体ですが、そのメンバー構成において、云々の出来レースの誹りを免れないとか、そもそも座長が同一であることなどあり得ないというふうにおっしゃっておりますが、そもそもそういうルールはありません。むしろ国の審議会では専門委員会と審議会の部会との連携のために、専門委員会に審議会のメンバーが入ることは普通のことですし、専門委員会の

委員長を審議会の部会メンバーが兼ねることも稀なことではありません。重要な専門委員会では部会長は専門委員長を兼ねることに何の問題もありません。国土審議会水資源分科会木曽川部会の委員長は審議会委員の沖大幹さんです。大体そういうふうに関のやり方あります。フルプランを作られたあるいは審議された木曽川部会もそのような構成になっておりますので、何の問題もありませんというふうに思います。ただ、全委員が入るかどうかというのは、それは委員の、審議会というのは委員の数に限りがありますので、また分科会を作ったり部会を作ったりしていく時にわけいくということがありますが、連携をとるために通常、委員長は部会を作っても委員長は審議会の正規メンバーが委員長を兼ねていると、委員長をやるとというのがむしろ普通のやり方であります。ということをし添えておきます。ここははじめにのところなので、事実関係を色々書いていくということだと思ひます。ご意見ご質問があればお答えをいたします。が中に入った方がいいでしょうね。

それでは環境のほうに入りたいと思ひます。10ページ、報告書案の10ページです。3段表の13ページの一ばん下からのところですが、ここは村上先生にご説明をお願いをできますでしょうか。

(村上委員)

環境のところを担当した村上です。すべてを答えるわけではありませんけども、今日、できたところだけ報告します。残りは文書でお伝えする予定です。13ページの一ばん下のところですが、全部いちいち説明する時間はありませんので、重要どころだけ意見を述べます。まず13ページの一ばん下、最新のデータも加えるべきである、特に弾力的運用の成果についても注目すべきであるという意見です。それについてですけども、まず一ばん最初に考えなさいいけないのは、1994年、95年に本格的な運用が始まったわけなんですけども、それ以降の変動をいくら議論しても河口堰の影響は出てこないということに注意してほしいわけですが。私たちが一番重要だと思ひていることは、94年以前に何があったか、そして94年以降どうなったか、そこをきちんと検証する必要があります。最新のデータを得ることも必要なんですけども、やはりそれ以前の河口堰運用前のデータを利用しなさいしょうがないわけですが。私たちが可能な限りだけ新しいデータを付け加えて、経年的な変動を見てきました、見ているつもりです。しかし、94年以降の変動を見たら、これは河口堰の影響はどれだけ出たのかさっぱりわかりません。まず、一ばん最初に重要なことは、以前のデータがないという、そういった条件のもとで私たちは、こういった検討をやっていくことなんです。以前のデータがないから結論は出せません、何もコメントは出しませんということはやりません。少ないデータの中で、なるべく想像力を働かせ、合理的な結論を出すために、私たちは努力をしております。

二番目のところへいきます。14ページを開けてください。もう一つよく出てくる質問なんですけども、14ページの上から、1、2、3、4、5段目のところ、生態系の説明、

それから復元目標、それから開門調査の時間、そういったことについて、ご意見がやはり複数出ております。まずこの生態系について、これについて議論をしようということは、これは当然なんですけども、残念ながら水質や底質に比べてさらに貧弱なデータしかありません。いくつかの限られた生物の消長を記述して生態系がどうなったか、それで結論を出すのはこれ非常に難しいことです。前半のところで多様性について加筆するというような提案があったんですけども、私はこれ、非常にどう書いてよいか迷っております。まあ生態系が大事だ、多様性は守ろうというのは、必要だということは、これは簡単に書けるんですけども、じゃあ具体的に長良川の河口堰で多様性がどう損なわれたか、そういうのが私たちの生活にどう影響したか、そして開門によってそれがどう復元されるのか、これをきちんと書けと言われるのだったら、これは私は非常に難しい課題になると思います。言葉としては簡単に挙げられますけど、それは非常に難しいということをご理解ください。それから復元目標が不明ではないかと書いてありますけども、これは、明らかに間違いだと思います。私たちはゲートが閉められる以前、1990年、その状況に戻そうということで、私は80年代の長良川を想定しておるということでもって、ご理解いただきたいというふうに思います。それから開門調査、これも当然手探りなんですけども、時間が掛かるのは当然なんですけども、開門調査の期間の条件、これも設定しておりません。結果が出るまで、何度も何度も調査をやる必要があるのではないかと思います。

それからそのページの下から三行目、環境基準についても、色々誤解があるような気がします。これは私の現在の意見なんですけども、環境基準のクリアというのと、環境がどう変わったか、これは残念ながら、別物と考えたほうが私は適当ではないかと思います。環境基準、高々数項目の基準をクリアしたかしないかよりも、この委員会で議論するのに必要なことは実際何が変わったかです。一番私たちが重要視しているようなクロロフィルの量ですとか、プランクトンの種類ですとか、そういったものは一切環境基準に入っておりません。それから川の環境基準ですと、表層のBODなりDOなりが問題になっております。しかしこれは流れる川だから、表層だけの観測で済むわけです。実際ぎりぎりの、あの川底の底層ってどうなっているのか、そういったものは2割水深、8割水深で判断する環境基準ではチェックできません。私たちはそういったものを、ここで具体的に議論しようと考えているわけです。ですから環境基準をクリアするしない、これ一つは大事なこともかもしれないんですけども、これは二次的なものであり、ということをご理解ください。何が長良川で起こっているのか、そしてゲートを開ければどう変わるのか、そういった実質的な議論をしなきゃ、私は意味がないというふうに考えます。

次に15ページです。15ページの上から1、2、3、4つ目、ご意見としては、このままの記述では筆者は元の長良川の水質が問題であるといっている訳であるから、元は清流であったという主張と矛盾している。これもよく誤解されるところです。残念ながら長良川は清流ではありません。木曾三川比較しますと、窒素・リンの濃度は長良川の下流が一番高い。ゲートを閉めると、これ非常にプランクトンの発生なんか危険視されるような

川です。ですからこういった清流ですとか、そういったイメージでこの報告書を読みますと混乱いたします。そういったイメージではなくて、実際に窒素がどのくらいあるのか、リンがどのくらいあるのか、そういうふうな実質的な議論をしないと、この報告書が言おうとしていることが誤解されるじゃないかと思います。くれぐれも清流というイメージ、それが先行して自分で勝手に長良川のイメージをつけて、そしてそれに対してコメントする、そういったことは私は実質的な議論を進める力にはならないというふうに思います。

それから、このページの下から二つ目、やはりここでも環境基準のところが書かれていると思います。環境基準、これは先ほど言ったように、クリアしたかどうかは本人以外が重視するものではない。もちろんこれは大事なこともかもしれないんだけど、長良川で起こったことを知るには環境基準では不十分である。環境基準をクリアしたからといって、何もこれは問題がないことではありません。それからもう一つ、これも先ほどと重複しますが、長良川の高い窒素という栄養塩のレベル、これは長良川が河口堰などで水が滞留しますと、プランクトンが発生して、深刻な富栄養化障害が生じる。この富栄養化障害によって、酸素不足なり、水道水の着臭なり、堆積物の有機物含量の増加なり、そういったものが起こります。ですからこういった長良川の特性及び長良川の河口堰が及ぼした具体的な環境影響、どういうプロセスでもって悪くなってきたか、こういったことを理解しないと、なかなか私たちの主張がご理解できないんじゃないかというふうに思います。

次のページです。16ページの一冊頭を見てください。意見の後半部、当時の知見、技術水準等の評価もせず、批判するのはたやすいことです、というような言葉が出てきます。これは私が説明したと思いますけども、1970年代からいわゆる河川の富栄養化、ダム湖の富栄養化問題ということが盛んに議論されました。その頃の知見、それがきちんと生かされておれば、こんなに深刻なプランクトンの発生なども当然予測されたはずですよ。ですから当時の知見、技術水準が遅れていたから、こういった問題が予測できなかったわけではない。そういった知識を積極的に事業者が取り入れてこなかった、それから研究者もそういったことについて積極的に発言しなかった、これが大きな問題ではないかと思います。事業者と研究者の意見の交流、これが図られなかった、これがそもそも大きな問題ではないかというふうに思います。

それからこれもたくさん後半出てくる意見なんですけども水道の着臭問題です。これはこの16ページの上から二番目のところです。なぜプランクトンが発生しても、着臭問題が生じなかったか、これは当然のことながら、私がデータで示しましたように、水道技術者の努力、活性炭の大量注入、そういった努力があるもんですから、何とか水道水に臭いにつかずに維持されているわけです。しかし、この体制がずっといつまでも安全だというわけではありません。やはり何か一旦事があれば、やはり水道の管理者は万全を尽くすでしょうが万が一のこともあります。そういった万が一のために、私たちは水道の処理もきちんとやらなきゃいけないんですけども、原水の水質の確保、元の原料の水をきちんとした水質で留めておく、そういった努力が必要なわけです。私はこの水道の着臭の問題に

関しては着臭が出なかった、これは非常に幸いなことである。これに対しては私は県の技術者の努力を高く買います。しかしこれが有事にも維持されるものではない。やはり私たちはさらなる水の安全性を守る必要があるのではないかと考えます。

それから、三番目のところ、クロロフィルaが減少傾向にあるというお話です。これも一番最初にお話した、プランクトンの発生が長良川河口堰運用以前はほとんどなかったということが忠実にしております。40マイクログラムが、50になろうと60になろうと、それは些細な差です。一番問題なのは今までほとんどプランクトンが発生しなかった、ゼロか5以下であった長良川でもって、今度は40マイクログラムを越すようなプランクトンが発生したことです。なかなか40マイクログラムのプランクトンの発生量というのは、一般の方は実感し難いんですけども、これはやはり富栄養、中栄養以上の、非常に栄養塩濃度の高い、汚染された域のプランクトンの発生量です。いかにこの河川として異常な状況になっているか、このことを少し理解していただきたいと思います。

それから細かいこと続きますけども、その下の発生予測です。事業者は30ないし60マイクログラムの発生量の予測をした、それに収まっているから大丈夫ではないか、というふうな話があります。しかしこの30から60グラムの藻類発生量、これ私40グラムというのは非常に深刻だということを言ったんですけども、この予測が意味すること、いかにこれ、川が湖沼的な環境になってしまったか、それを示しております。ですから予測の範囲ですから安全ですというようなことは、これは何も重要なことは言ってないということになります。それからもう一つ、予測の範囲なんですけども、これは平均水深、平均、水域での平均での60マイクログラムです。表層に、当たり前のことなんですけども、光を求めてプランクトンは表層に集まります。ですから平均60マイクロ台だったとしても、水域をどの辺をとるか、それからどの高さまで勘定するか、それによって随分この60マイクログラムという平均は違ってきます。例えばアオコなんてのはかなり表層だけで見てしまう。ですからこれ、表層の10センチメートルのところでは高いのですが、これを一番下まで平均してしまえば、これは非常に低い値になってしまう。おまけにこれは昼と夜ではうんと見方も違ってくる。この平均30ないし60、これがいかにあやふやな評価しにくいものかってことはご理解いただけるのではないかと思います。

このあたりいっぱい続きます。もう一つその下です。これは委員の個人の意見とこの委員会の意見との関係です。ここのところ私はあの、私の論文を引用して委員会の報告書を書きました。しかしこれは私の意見をそのまま書いたわけではありません。私の意見を委員会に諮って、その論文の記述が妥当であるということをここで審議して出したわけです。ですから私の論文を引用したとしても、これは委員会全体の意見になっております。考える必要があるのは私たちに出した論文、これはもうすでに私の論文であっても私の手を離れています。もちろん責任は持ちますけども、私の論文、これをどう利用しようと、それはそれからのことです。私も、私の論文でも、過去の私が書いたものは他人が書いたものと全く同じにしております。そういった客観性がこの議論では必要ではないかという

ふうに思います。

それから下から一個目、下から 1、2、3 行目、そのところで、プランクトンの発生、夜間にプランクトンが呼吸するのではないからおかしいというような、これ非常に初歩的な質問が来ております。私はもちろんこういったことにもきちんと答えるのが委員の義務だと思いますけども、やはり最低限質問するのであれば、少なくとも中学校の理科の教科書ぐらいはきちんと読んで、意見をいただきたいと思う。私たちもこれだけ真剣に反論を書いているわけですから、意見を出すほうも生半可な気持ちではなくて、ちゃんと調べて書いていただきたい。こんなことを言うと、パブリックコメントを出した人に怒られるかもしれないけども、非常に私はそういうところが腹が立ったところです。

それから一番最後の 16 の一番下です。これは私がやはり書きもらしていたことです。これは何かといいますと、ゲートをこの委員会では開けようということについて議論をしているんですけども、その前の段階として今までやられたような部分的な爆気、フラッシュアウト操作、弾力運用、こういったものの評価が少しおろそかだったのではないかというのが私の反省です。こういった対症的な療法では問題は解決しない、だからゲートを開けなきゃいけないんだというふうな論理をもう少しきちっとやるべきだったんですけども、そのところが抜けてます。この意見は、複数の方から出されています。すでにやられているような弾力的運用の効果を判定して、そしてその効果云々、その効果のいかんによってゲートを開放するかどうかの議論に進むべきではなからうか、私もこれはおろそかだった点があると思いますので、時間があればこのところは私は書き加えたいというふうに思います。

それから 17 ページです。17 ページの上から二番目、これもよく複数の方からあった意見です。河口堰と貧酸素の因果関係です。これは伊勢湾から貧酸素の水塊が遡上して、河口堰の直下で貧酸素になるのではないかというふうなことがよく書かれます。よくそれを言う方がいらっしゃるんですけども、私はあの、水資源開発公団などがやっております連続観測記録結果、それをかなり長期間のデータを頂いたもんですから、分析したことがあります。そうしたらやっぱり、そういった伊勢湾から来るような貧酸素が上がってくるような事例は、これ非常に稀で、上がってきたとしても 3 ミリグラムパーリットルを切るような事例はありませんでした。ですから小潮効果ということをお話しして、そしてその小潮効果は河口堰によってつめられたのではないかというふうなことで書きました。

それからその下です。これも水道水の臭いの問題です。官能試験の評価、ですけども、これは企業庁の方に説明をしていただきました。この報告書のほうでは母集団のほうが少しおかしいというような書き方になっていきますけども、私は少し変えたいところがある。これは何を検定したのかといいますと、水の味見をしたんですが、これは判定したパネリストでは水の味の差がないということを使ったに過ぎません。失礼、あの、水の味が判断できないということを示したに過ぎません。ですから、私たちが本当にこの官能試験を信用するんであれば、信用するようなデータになるんであれば水の味が判断できて、なおかつ

その二つの川の堰、川の味の差がないという、そういったところまで持っていかなきゃいけないわけです。まあ残念ながら、そこまでの調査の設計がうまくできてなかった、ですから私たちはこれを採用しなかったわけです。ですから私たちがデータとして採用するもの、これは企業庁や機構が出してきたから採用しない、そんなふうなことはしません。それが果たして科学的な検証に耐えられるか、それをチェックして採用する、採用しないを決めております。その過程がもし間違いで、おかしいということであれば言っていただきたい。出したデータの出所によって私たちはそれを判断するわけではありません。そのことについては下から三行目のところにも、やっぱり同じものが出ておりますのでそれも読んでいただければ結構です。

それからちょっと話が前後します。下から1、2、3、4、5、6段目、このところで、批判するだけではなくて、現実性のあるような手法を提言、提示するということが出ております。しかし、残念ながら私たちはこの委員会、実際に自分たちで環境調査をするような権限も時間もお金もありません。それから河川管理者に調査方法を提言するような権限もありません。これがこの委員会の限界だということをご指摘、ご理解いただきたいというふうに思います。こういうことができるのであれば、提言、また委員会独自の調査ができるのであれば、私たちはそういったことを惜しむものではありません。

後のほうは、ちょっと私も少し書いてないところもありますけども、ベントスや魚類などは粕谷委員のほうが書かれたと思いますので、ちょっと他の方に説明を代わっていただきたいというふうに思います。

(小島座長)

村上先生の今のところまでですけれども、ご意見、ご質問ございますでしょうか。蔵治先生どうぞ。

(蔵治委員)

細かいことで恐縮ですけど、15ページの下から四つ目の283番というところに、「該当箇所不明」というのがございますが。

(村上委員)

私のメモがそのまま行ってしまいました。実はこのパブリックコメントのご意見、色々頂いたんですけども、最終バージョンではなくて、他のバージョンを使った意見もあったもんですから、ちょっと私のほうで、場所を特定することができなかつたので、これわかりませんということで書いたものがそのまま、個人的なメモが出てきたわけですので、これまたチェックしてどこか特定します。

(蔵治委員)

私のほうでちょっとこれも確認しましたら、あの、確かに12ページにはこういう記述がありますし、81ページの15行目にもそういうふうに書いてありました。それで81ページのほうは、これは堆積物についての記述の中に、こうダム湖とは違うよということが書いてあったようなので、12ページについては、あの、堆積物ではなくて水質のことですので、そういうような回答をすればいいのかなと思いましたので、参考までに。

(村上委員)

わかりました。ありがとうございました。

(小島座長)

よろしいですか。要望なんですけれども、環境基準と長良川の実態なんですけれども、今ご説明を聞いて、非常にわかりやすいと思うんですけれども、いわゆる行政はいわゆる方法、サンプルの取り方と、それから分析の方法を決めてやるわけですね。そうすると、まあ比較可能なわけなんですよ。だからそういうやり方をやるので、今村上先生がおっしゃったのはそういう行政が決めている、そのルールでサンプルを取って、決められた方法で検査をするということだけでは長良川の実態がわからない。その理由はこれこれこうだからと、平均のこともそうですけれども、そういうふうに書いていただけとですね、なるほど具体的に環境基準だけでは長良川のどこが把握できないのかということがわかるので、そこを丁寧に書いていただきたいと思います。

(村上委員)

そうですね。環境基準の比較では環境の経年変化を追ったことにはならないということが、たとえばBODなり、溶存酸素なりを例にして説明を付け加えたいと思います。

(小島座長)

それではちょっと後のところは飛ばしてですね、次は利水のところは先ほど話がありましたですね。必要なところはまた戻ることにして、治水の検証、治水・塩害、49ページからのところに移っていきたいと思います。49ページからは三段表でいくと33ページですね。三段表の33ページ、報告書案の治水・塩害のところをお願いをしたいと思いません。

(今本座長)

治水については、現在でも洪水のときにはゲートを開けております。そのために、開門調査と治水とはどういう関係があるんだという意見も最初ありましたが、やはりこの河口堰が治水に非常に関連して造られたということから、そのことは本当に妥当であったのか

どうかという観点からこの報告書は書いております。つまり、治水のためには浚渫が必要だ、浚渫すれば塩水が遡上する、その塩害を生じさせないように河口堰を造るということで、この河口堰は造られたわけです。ところが、この濃尾平野は昭和30年代の後半、特に昭和40年代に入って、地盤沈下が起きていました。そうしますと、浚渫が本当に必要であったのかどうか、治水のために浚渫が必要だということから、この河口堰は造られていますが、その必要だというのが、たとえば昭和45年当時の河床を用いて、しかも流量が昭和34年から連続3年出水が続いた、その出水を安全に流下させるためには計画高水流量を引き上げる必要がある、その計画高水流量を安全に流すためには浚渫が必要である、その必要性を昭和45年の河床でもって検討したということであります。

以後、この河口堰が実際に造られるまでに地盤そのものが沈下した。その沈下した地盤を対象にやはり浚渫が必要だったのかどうかということが、当時検討されておられません。非常に重要なことであるにもかかわらず、検討せずに昭和45年度当時に考えたままに浚渫をしました。当然、地盤沈下というのは河床だけではなく、堤防そのものも沈下します。そうしますと、河口部では潮位は地盤沈下とは関係がありませんので、相対的に危険になります。そのために現在の堤防、嵩上げております。実際にはパラペットというもので、拡張をひくくめた高さ、対応できる高さにしておりますが、じゃあ、それより上流はどうなのかと。実はされていないんです。堤防にも計画堤防高というのがあります。現在の堤防はそれをクリアしていないところがほとんどです。そういう意味でいえば、河口堰を造って、じゃあもうこれで終わりということになっているのか。今現在、堤防のことはかなり低いままで放置されている、いうのはつまり、余裕高を削ったまま現状にあるということです。そういうことをどういうふうにしていけばいいのかというようなことを検討しました。だから治水については、ずっとこの専門委員会に傍聴者としてご出席いただいた在間先生から毎回非常に貴重な意見をいただきました。今回も意見としてご指摘いただいたところ、本当にありがとうございました。こちらとして私として知らないことも多く、ほとんどがご指摘の、こういうふうに変更したらどうかというものまでお示しいただきまして、ほぼそのとおりに対応させていただきました。私ももう一度調べ直して、ご指摘のとおりということで、本当に改めてお礼申し上げておきたいと思っております。

それ以外の案につきましても、非常に貴重な意見をたくさんいただいております。それを一つひとつ丁寧に読ませていただきました。時間的には非常に厳しかったんですが、ほとんどの委員の方が同じなんですが、この委員ほとんど寝ておりません。この二日間。今日非常に意見が活発に出ないのは、寝不足だからではないかなと思っております。そういうような形でやらせてもらいまして、結局最終的に報告書を書こうとしたときに、これをこの機会にご披露させていただきたいと思っておりますが、治水の効果については、河口堰事業の治水の効果については、委員の間で意見が真っ向分かれました。例えば最初に報告書として書いたたたき台、これはどちらかという河口堰に批判的な意見が入っていましたが、それに対して委員の中から全く否定する、河口堰を評価する意見で、この両方の意見を調

節して報告書にすることはできませんでした。そのために最初に書いた人間とそれを批判した委員二人を外しまして、他の方が実はこの意見書を書いてくださいました。私自身は治水が専門でしたから、他の方が書かれたものに非常に納得をいたしております。そのような経緯でこの治水の部分、できておりますけども、改めて読み直してみますと、色々ご指摘いただいたところ確かにありますが、全体として見ますと、やはり河口堰事業そのものが、地盤沈下という非常に当時濃尾平野で問題になっていたことを、無視していたと。このことは、今から見ても社会的に非常に大きな問題ではなかったかと思います。結局、現在の長良川は、計画高水位から見ますと、実績洪水を比較すると非常に安全になっていきます。基本高水といいますが、河道を流れるのを計画高水流量といいますが、計画高水流量に匹敵する出水がありながら、計画高水位よりも1メートル以上余裕を持って流れると。これは治水から言ったら非常に安全ですが、逆に言えば過大な浚渫を行ったということでもあります。じゃあその浚渫が必要でなかったとしたら、長良川河口堰は何のために造ったのかということに立ち戻って来るわけです。今、利水面でもそれほどいらぬという、こういう状況の中で、環境については私は専門ではありませんが、色々な問題が提起されております。そういう中で開門調査、開門してそれを調査しようということにこの委員会は協力しております。治水面から言いますと、基本的には開門することと治水とは、今でも開門しているわけですから、したらよろしい、してはいけませんという意見はありません。むしろ、治水のために河口堰を造ったということが正しかったのかどうかということを変更して取りだされたということでもあります。治水については以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。すいません、34ページの下から6行目の、先ほどご説明されたんですけど、このご意見は、「地盤沈下すると河床だけでなく堤防も沈下します。」そりゃそうですね。問題は、「すると河積は増大しません。」というのと、お答えが「河積は増えます。」という。同じようなのが他にもあります。ここはもう少し説明いただけますか。

(今本座長)

これはですね、治水計画において、河積というのは、堤防の天端高からの面積を言うものではありません。計画高水位以下の断面をもって流水断面としているわけです。つまり堤防の高さにかかわらず計画高水位より上の方は断面として考えていない。それは単なる余裕であるだけだということです。そうしますと地盤が沈下しても、計画高水位は沈下しません。一定のままです。ですから、見かけ上河積は増加するということになるわけです。計画高水位というものは、地盤がどう沈下しようと変えていないわけです。これは潮位の影響、色々なことを受けますし、それと橋梁だとか色々な構造物が計画高水位をもとに設計され、造られ、それ以後も計画高水位を基準にして造られますから、計画高水位は変えない。じゃあ地盤が沈下すると河床は沈下する。堤防も沈下する。ですからそのま

までは危険なわけです。本当は計画高水位から堤防の天端高までにはある程度の余裕高が必要です。たまたま長良川の場合、上流のほうでは余裕高が2.5メートルほどその当時まであった。そこらへんはちょっと下がってくるんですけども、余裕高を2メートルとして、それを現状ではクリアしている。しかし、それは20キロメートルとかその辺から上流部であって、それより下流のところは、いわゆる計画高水位に所定の余裕高を付けた、計画堤防高というのがあります。その計画堤防高より現在の堤防高は低いです。しかし、堤防を高く上げることは色々な支障が出てきますし、いわゆる橋梁等の取り付けだとかそういった問題が出てきますので、そのままになっていますね。これは長良川の今後の問題として、河口堰とは別問題として検討されるべきことで、今日はちょうどオブザーバーとして辻本さんもおられますので、この地区のこと、そういうことも当然考えてやっておられるんだと思いますけど、もし辻本さん、その件、追加することがあったら何か。

(辻本オブザーバー)

いや、特にありません。

(今本座長)

間違っていないでしょう。私の説明。どうです。河川工学として。間違ってますか。計画高水位以下で河積はやるんだと。だから地盤沈下すれば河積は増える。だけど河積が増えたことと安全になったかどうかということは別問題だと。堤防は今現在そういうふうになってますけど、恐らく堤防というものは他のことと勘案して、ちょっと下がったから急に上げるということはしないから、それはここで取り扱う問題ではなく、もっと長期的な観点から検討されるものであろうというふうに考えているということです。

(小島座長)

ありがとうございました。別に堤防が沈下したから計画高水位というのは、海拔何メートルだから、それが引込むわけじゃないので、逆に沈下した分だけ増えるっていう、計算上増えるっていうことですね。たくさん掘ってるから安全になっているかもしれないんですけど、あんまり河口堰ができて大丈夫だってやってると、堤防ができたから津波に大丈夫だっていうあまり過信すると逆に危ないんじゃないかっていうそんな印象を聞いてて持ちますけれども。やっぱり堤防をしっかりしないと洪水対策、この間の台風もそうですけど、しっかりしていただかないと、庄内川だったんですけど、えらい被害が起きてしまう。そちらのほうしっかりやってもらいたいなというふうに思いましたけどね。

他にご意見はありますでしょうか。塩害の部分はどなたでしたでしょうか。塩害はまた。最後まで一回行ってみますか。

(蔵治委員)

すいません。私が把握できている部分だけちょっと、58ページについて説明させていただきたいんですけど。

(小島座長)

お願いします。三段表は何ページでしょうか。

(蔵治委員)

39ページになると思います。高須輪中の塩害対策というのが(2)というところにございまして、(3)に、高須輪中以外の海津町の塩害対策、という項目があるのがわかりでしょうか。そのところなんですけども、39ページ下2つでそこにご指摘をいただいておりますので、この2つは両方とも的確な指摘をしていただいているというふうに判断されましたので、両方ともご指摘のように直させていただきたいと。この高須輪中以外の海津町という記述は、もともとの報告書のだいぶ初期の頃の原案ではこういうふう書いてなかったんですけども、途中で整理する段階でこういうふう直したんですが、やっぱり事実をそこで見誤ったようなところがありましたので、ここの(3)はもう削除させていただいて、上の(2)の中に含めるような形で修正したいというふうに提案させていただきます。

(小島座長)

わかりました。高須輪中1本ということですね。

(蔵治委員)

そうですね。その下の海津町では云々というところも全部(2)のほうに含まれているというふうにしたらどうかというように提案します。

(小島座長)

はい。これ、事実のことなので、そうかなと思ってこれを読みましたから、それでよろしいんじゃないかと思います。

それではですね、先ほどの費用負担のところなんですけれども、実はですね、費用負担のところ、色々なご意見を受けているのが、撤退ルールというのを書いたんですが、報告書の68ページですから、三段表では49ですね。これはね、なかなか、私はこう書いてはみたんですが、実はNGOの方、東京でもご指摘を受けましたけれども、これはどういうふうに本当に考えるのかなと、まあご意見の49ページの上から3のところ、ご意見は色々な角度からいただいています。たとえば三段表49ページ上から3つめはですね、県民・市民が、結果的に使用していなかった利水容量についてはその過払い利用料金を毎年

還付すべきであり、それを曖昧にしたままなら、過払い分弁償を求める訴訟が起きる必要がある、などなどです。それから、三段表50ページの上から2つめの四角ですけれども、自分が率先して加担して造ったものに対していらなくなったから金を払わないという道理は通らない、などなどなんですね。50ページのところからまずご説明しますと、上から2つめの箱ですけれども、専門委員会の考え方、とこう書いて、長良川河口堰のケースは既に建設が終了しています。ですから、今の特ダム法に書いてある規定はこれに適用されない、ということは当然なんですね。しかし、現在でも水は16パーセントしか使われていません。長良川河口堰の開門調査により代替水源措置が講じられ、それが恒久化した場合を想定、これは頭の体操なんですけど、そういう想定をしてみますと、長良川河口堰の利水は0パーセントということが確定をいたします。だからとって払わないというのはおかしいよというのがありますが、使っていない水についていくつかの意見が寄せられています。造っちゃったからいらなくなっても負担をしつづけるべきである、との意見も理由がある。また、他方で訴訟では一般会計から工業用水の支援が色々な形で行われていますが、三重県、愛知県それぞれ形は違いますが、将来必要になる可能性がないわけじゃない。訴訟の判決を読むとこういうことになっていますが、そういうことで、被告の県が勝訴しています。だけど、水がいらなくなることが確定してしまったらどうなるんでしょう。訴訟に前に出たように敗訴する可能性があるわけですね。敗訴した場合、どうなるんだろう。何らかの手当が必要になりますし、従来一般会計で負担していたものを将来にわたって負担することになることについては、だれがどのような負担をするのか、いずれにしても、ルールが必要になる。木曽川導水路なんですけれども、これは撤退しやすいルールだよと、こういうご意見もありました。徳山ダム、導水路の名古屋市の問題ですが、現在の規定を素直に読んでみると、木曽川導水路、名古屋市の負担というのを名古屋市の水道局が説明しているんですけども、継続した場合の導水路の負担額が82億円。撤退した場合は最大111億円。撤退すると造ったよりも名古屋市は金を払わなければいけないぞ。これを称して撤退ルールというのか、という疑問を言ったんです。これが今の特ダム法を素直に読んだらこうなるというふうに、とりあえず説明しているわけですね。もちろん他のところは造るとこういうことなんですけれども、だから今の撤退ルールというのはまだ、もちろん建設中、これから建設するような場合に適用されるわけですけれども、その一つの事例として木曽川導水路で名古屋市だけが撤退しようとする、と、負担が、造った場合82億円が最大111億円になるという、こういう計算になるというふうに、これは名古屋市が説明しているわけです。これは、本当にそうなるかは所詮は裁判をしてみることですけども、わからないわけですが、これが誤っている、誤っていないの議論はありますが、法律を素直に読んで、それに説明しているという事実もこれありなんですね。これについてはどういふふうを書くのかなと。あるいは全く書かないという手もあってですね、別にこれはとりあえず必要がなくて、結論が出た後考えればいいことなので、全部削除するということも、一番簡単な方法としてあると思っています。また後でもいいですし、ここについて

は、ご意見を聞きたいなというふうには思っています。これだけ特別に今聞いちゃっていいですかね。ちょうど在間さんいらっしゃいますし。裁判やっておられたですよ。そういう観点から、もし勝っちゃったらどうなるんですか。すいません。よろしいですか。また後でのほうがよろしいですか。これはもし勝っちゃったらどうなるんですか。

(在間さん)

勝訴したら結局、工業用水道事業会計に金があるかないかという話になって、なければ穴が開く、今のままでは、ということになる。要するに財源があるかないかだけで、工業用水道事業会計に。今の制度ですと、水機構からの納付請求書というのがあると、それによって請求金額の支払いになってしまうので、この財源はないから、一般会計からその分を、愛知県は長期借入れ、三重は出資ということで、当該年度の分を支出してもらって、それをそのまま払う。そういう手続きを取ることで、そうしますと、工業用水道事業会計の中にやりくりするという問題、基本的にはやはり前から、小島先生が言われているように、あくまでも料金収入でもって支払いに充当するというのが基本ですから、基本はそういう料金収入がない。当たり前ですよ。事業が無いわけですから料金収入の余地が全然ないわけです。そういうシステムが出来上がっていないところに問題があるということで、結局その分穴が開くという。穴が開いたぶんをどこで穴埋めするかということで、実際は一般会計からの長期借入れで穴埋めをしているという、そういう現実です。

(小島座長)

すいません。現実はわかるんですけども、勝っちゃうとですね。

(在間さん)

勝っちゃうとそれは一般会計から特別会計への繰り入れ出資が止められるということにしかすぎない。この裁判としては。あくまでも一般会計から工業用水道事業特別会計への繰り入れの差し止めですので。あとは工業用水道会計が、納付請求書のあった金額を払う資金繰りの問題ということです。局面的には。

(小島座長)

ないと強制執行されるんですか。

(在間さん)

そういうことです。支払えなかったら税金と一緒に、利息を付けて滞納処分の手続きが即できるようになっています。

(小島座長)

そうすると、工業用水の財産に赤紙がぺたっと貼られると。頭の体操なので、いらないといえいらないのかもしれないなど、議論があるところなので。今の裁判の資料なんかも読んでみますと、工業用水道というのが将来使われる可能性がないわけではないというところで、県側勝訴、原告側敗訴とこういうことになっているわけですね。長良川河口堰の、もし、という頭の体操なんですけど、本当に開門調査をする、利水も全部手当ができた、使わない、こういうことが確定してしまうと、裁判での状況も変わってくるわけです。だから将来使いますという方便にならなくなったときに、穴が開くというわけにもいかないの、それはなんとかしなきゃいけない、という次のところへ頭がくるくる回っていくと、事業途中はなるほど撤退ルール、今説明しているのはこんなもんなんですけど、こういうものもあると。でも、できあがったものについては、それはないんだけど、そういう時の処置というのは、一つのルールは必要だろう。穴が開きました。お手上げっていうわけにもいかないわけですよ。だからそこをこう考えたらどうかという、余計なことも考えたりするんですけども、だけどもしそういうふうに行くならば、そこまでの議論をしていかなければいけない。まあ開門調査なんてできっこないだろうから、別にそこは考えなきゃいいっていうのは1つのやり方ではあるけれども、本当に開門調査、あるいは永久開門ができちゃったら、関連して解決をしなければいけない問題はあるという指摘なんですよ。今ご意見をまたお聞きして、両方あるということなので、必要な範囲で報告書を作ればいい、ということで、あまり深追いをしないで整理をするということがいいかなと。今のお話を聞いても裁判はそこまでだということなので。それはそうだなと思っていて、この両面からの意見はそういう整理をさせていただきたいと、というのはあまり深入りしないという。ただ、そういう問題はやっぱり出てくるということなんです。自分の癖なのかもしれませんけども、ここを動かしたらこっちが動いてくる、ここを動かしたらこっちが動いてくる、たとえば導水路でも、導水路をいらないと言ったら徳山ダムの水利権はどうなるのか、そっちの始末もしなきゃいかんとかですね、開門したら水が使えなくなると、今裁判やっていることのところまでいく。法律屋ってのはここを動かすところもここも動かさなきゃ行けないってすぐ考えるものですから。そういう手当まで行き、こないだちょっと言いましたけれども、会計に穴が開くっていうのは役人の責任問題になるんですよね。そうするとその時にトップだった人がこれは大変っていうのが役人のルールで、穴を開けた人が問題ではなくて、人事ローテーションで代わっていくので、その時にトップだった人が大変と、こういうのが役人の世界なんです。それはあんまりやらないで済むという方法を考えなきゃいけないなど、また思ったりもするわけです。

どうもすみません。こんなことで時間を使っちゃいけないので、この点は終わりますが、そういう先の問題もやっぱりあるということだと思います。

もう3時になってしまいましたが、続けたいと思いますけれども、

(蔵治委員)

すいません。ページちょうど51ページなので、今議論があった撤退ルールのすぐ下の徳山ダムの費用のことなのですけども、たくさんコメントいただいているのですが、この3,550億円っていうふうに報告書に書いてあって、これで正しいかどうかっていうのが下から三つ目の83番でご指摘されてますね。ここはもうちょっと事実確認が必要なようなので、ここの考え方のところにですね、すで書いてありますけども計算中となっておりますので、ここのところはまだ確定した回答ではなくて、3,550億円の事実関係もよく調べた上できちんと書き直すということにしたいと思うのですけど。

(小島座長)

はい、そうですね。お金がどんどん増えていくところ、最後のちょっとご意見がありますけども、最後のところの増え方はですね、違う理由で増えている。1,000億円くらいでしたっけ。また最後圧縮されたというところって書いてあるので、デフレーターなんか消費者物価で計算し直した上で、多分その最後のところの増分はその理由が妥当だったかどうかというのは色々議論があるところなので、そこも含めて整理をしたいと思います。まだ回答ができていないというところですよ。

よろしいでしょうか、それでは先ほどのところで多くありました、時間の関係から重要などころなんですけど、7、8のところですね、どのように開門するかとか開門の条件のところですね、ここは多くの意見をいただいております。非常に重要なところですのでここをやりたいと思います。83ページですから、三段表でいくと65ですね。ここのご説明は村上先生でよろしいですか。あれ、ずれてるなあ、85。

(蔵治委員)

ではちょっと私が説明させていただきます。83ページについてですが、まず表の65ページの下から四つ目の枠の中に91番というのがございます。91番についてはアンダーラインを引くのをお忘れておりましたけれども、ご指摘のとおり修正しましたということですので、ナンバー58に同じというやつですけども、これは83ページの(1)から(7)まで並んでいるなかの、(1)と(2)の間にこれを挿入するということが正しいというふうに修正したいという意見です。それからこの開門についての意見の(7)については木本先生が書かれた文章を基に(7)番ができておりますので、(7)番に対するコメントがいくつかありましてそれについて木本先生のほうに回答書いていただいたので、それについてちょっとご説明いただきたいと思います。具体的には、66ページの上から四番目の233番というコメントと、その三つ下の288番、その次の337番のこの三つになります。ここは木本先生のコメントだけではなくて、粕谷先生が書かれていた、小島先生かな、粕谷先生及び小島先生が書かれた文章と両方一つの枠の中に書いてしまっているんで、そこらへんよく読んでいただくと途中で全く違うことが書いてあったりするケース

があります。例えば 233 番については、前半に書いてあるのは費用負担、それぞれの費用負担を含んでということが前半に書いてあって、後半は愛知県が全部負担すべきだということが書いてありますので、木本先生のほうからまずご説明をお願いします。

(木本委員)

木本です。66ページの233と、それからあと二つ、288と337。パブリックコメントへの私の回答を説明させていただきます。83番、ナンバー233、専門委員会の考え方、これ下のブロックが私の考えです。やはりこれは言い出しっぱの愛知県が全額費用負担。万が一の不測の事態に対する補償も考えないといかん、私の意見です、これは。それから288ページ、私としては337両方含めてですけども、あくまで愛知県が代替水源の手当て、具体案を整理、提示しなければ、関係機関とのテーブルに付くことはありえないと私は判断しています。これは求められた回答からはみ出すのですが、今回の提案は何故調査するのか、何を調査するのか、ここが非常によく出てきておるんです。それに対してだからどうしなければならない、代替水源をどうするんだ、ここがものすごく手薄です。先ほど帰られました伊藤先生の分析ですけども私は非常にあれ評価します、納得します。ただ、あれやはり木曽川の水推計、需給の話であってこの委員会で求められているのはあくまで何のため何を調査するのか、それがどうしたら実現できるのか、ここに絞るべきだと思うんです。それが非常に拡大してしまう。木曽川水系水需給それから今複雑にするには申し訳ないのですが河口堰設置のそのものの意義という、土俵を広げすぎてしまって收拾がつかない、発散状態だと私は思うのです。でもう一度元に戻りますけども、それをもっとシンプルにしないとあと二つのご意見、パブリックコメントのご意見、恐らく関連機関との共同協議というのは不可能じゃないかと私は考えます、以上です。

(小島座長)

えっと確認なんですけども、費用負担についてはですね、当初申し上げたように行政のルールってのがあります、法律に基づいて公共事業は執行されるということなので、全くその法律の埒外でですね、色々やっていくというわけにはいかないですね。ということをし添えておきたいと思います。行政には行政のルールがあり法律に従って事業のやり方費用負担というのは決まっているという話。ですからルールって言うものは何事においても必要だということです。だから段取りは踏んでいかなければいけないというのは費用負担の話ですね。それから今のご指摘はですね、開門法を調査期間に(2)のところですね、これが今開門して何を調査するか、8の2)のところで作るという風には書いてはいるんですけども、ここを愛知県がもっと整理解決をすると、そういうことをしっかり作らなきゃいけませんよと、それはこれのまた次の委員会になるのかもしれないんですけども、そういう調査研究の専門委員会を作って、まず愛知県がその概要をしっかりと形作れと。それから行政のテーブルなんじゃないかと、こういうご意見ですか。

(木本委員)

3ヶ月か4ヶ月の期間であって、非常に論議を広げすぎたと申し上げているのです。本来この委員会は何度も言いますけども、何のための調査で何を調査している、それを実現するには何をするかという、これに絞らなければ3ヶ月4ヶ月でその手当てができない。でそれは次の委員会を用意しているということは、そういうご想定ならば、もうこの委員会は開門しろというそういう結果を見据えての発言なのですか。

(小島座長)

今、確認をしているだけなんですけども、どういうご意見なんだろうかっていう。今おっしゃったことの、どういう風にこれを書くかということなので、どういうご意見なんだろうかっていうことの確認なんですけども。

(木本委員)

あの一言で申し上げれば、代替水源に関する考察が非常に手薄である、ということを上げたい。

(小島座長)

すいません、今、報告書案をどういうふうを書くか、どういうふうで修文をするかということで、今伺いをしているのですけれども、ご意見はわかりますが、どういうふうで修文をすればよいのかということで今確認をしたのですけれども。

(木本委員)

それは次回の委員会で申します。今日のテーマはパブリックコメントに対する何か回答するんじゃないかなったのですか。文の修正まで踏み込むんですか。

(小島座長)

木本先生のご意見はどういう趣旨なのか、ということなんです。要するに書いてあることパブリックコメントに対して答えるというのはその答えに従って修文をするとか修文をしないとかということですので、そのご意見はこれこれこういうパブリックコメントに対してこういう修文をする、あるいはこれは取り入れないとか、

(木本委員)

了解です、了解です。

(小島座長)

だから、聞いているんです。

(木本委員)

改めて書いてお渡しします。特に 233 番、これたぶん粕谷先生との両文が入っておりますので、私一人では書けませんので。あの小島座長のおっしゃることは了解しました。他の意見のように、ここは削除する、こういう文章にする、云々ということで了解です。

(小島座長)

ありがとうございました。

(木本委員)

書いたら採用していただけるんでしょうかね。

(小島座長)

だから書いてですね、皆さんにお見せをします。

(木本委員)

はい、了解です。ちょっと私がうっかりしておりました。

(小島座長)

あと整理をしていただいた蔵治さんにちょっと、以上ですね、来られている方のところの全体のスルーのところは終わって、まだお話を伺っていないところがあるんですけども、蔵治先生のほうで何かございますでしょうか。

(蔵治委員)

極めて重要なのは、その次の 84 ページだという、報告書のほうの 84 ページで、84 ページについてはもっともたくさんの意見をいただいておりますので、ここについて粕谷先生のほう書かれましたけども、そこについて私のほうから説明させていただきます。今の表の 66 ページの一番下にございます 9 番というコメントがございますが、これがその答えとして提案されています。この 9 番のコメントは、これは非常に長大なコメントとなっております、いかにももとの報告書が疑問があるかということをや々と述べられた後に、めくっていただくと 68 ページのほうで修正案として A 案と B 案というふうに二種類の案まで極めて親切ご丁寧にご提案していただいているというコメントになります。まあ誰が書かれたかというのはだいたい想像がつくのではないかと思います、それ以外の方からも同じ箇所についてたくさんコメントをいただいているのですけれども、それが後はずっと列挙されているのですが、それらに対する全ての答えとして、この A 案 B 案とご

提案していただいたなかでも B 案を採用したいというふうにご提案したいという結論になりましたので、ご提案いたします。その答えでこの部分、開門調査方法についていただいた全てのコメントに対する答えになっているだろうというふうに判断いたしました。

(小島座長)

ここについては、提出をいただいたコメントは極めて重要なコメントですね。まあバイタルなところだと思いますけども、このところでいかがでしょうか。

(蔵治委員)

もともとの報告書のほうでは、22.6 キロメートル地点の自動水質観測装置、トーカイくんのところで20ミリグラムパーリットル以下という塩化物イオン濃度が記載されてまして、これは前回の会議でのパブリックコメントにける前の段階の資料にでも書かれていたのですけれども、この20という数字が非常に薄いということで、こんなに薄い設定になっていたら開門調査はほとんどできないと言っているのと同じだというような趣旨の意見がたくさんあるということです。その点については、この B 案を採用しておりまして、この B 案ではトーカイくんの位置で10日間平均値において500ミリグラムパーリットル、もし塩分濃度の観測データがない場合は、電気伝導度との関係を調べてその値を調べるといようなルールに変えているということです。

(今本座長)

よろしいですか、今後のスケジュールとの関係もあるんですけども、今日は予定の時間を越えて、もしあと一回あるでしょうか、相談しなければならぬことなんでしょうけども。そうしましたら、最終的にもう一度、あまりにも最後にたくさん意見いただきまして、正直言って他の委員がどういうことを書かれたかということは私たち委員同士もほとんど見ておりません。そういうのを見て、最終的な報告書に仕上げていく必要がありますから、委員会としては小島座長にある程度一任するというので、今日はこれくらいあとは傍聴者の意見を生で聞きたいですから、ということはいかがでしょう。

(小島座長)

実は予定の時間、2時間、1時から3時までというのをもう過ぎております。皆さんコメントを書いていただくのにですね、徹夜もしていただいて、なかなか全部が、この印刷物も今朝ようやく事務局に届けられた、それからコピーをした、こういうことなんですけども。今蔵治先生がおっしゃったところは締めのところ非常に重要なところなんですけれども、ここはまた議論しなきゃいけないと思います。やはり丁寧にやっていくということで、今後の段取りです、皆さんの予定を事務局と相談をさせていただきました。いただいてですね、やはり今回は報告書案の修正案というものまで用意ができないという状況だ

ったので、11月7日に、午後ですね、13時から2時間くらいでできるかどうかアレですけれども15時か15時30分くらいまでかな、ちょっと今日の感じはずっと、午後1時から。11月7日月曜日午後1時から3時半ごろまでということで、蔵治さんがちょっとバツだったのをマルにさせていただいたので。ここですね、専門委員会の報告書案の審議、できればここで完成版を採択をしたいというふうに思います。従いましてそこまでの間、さらにコメントのところと同時にコメントを踏まえた修正案をつくるということでもあります。パブコメでいただいたものに対する対応案は、当然いただいた方への礼儀ということもありますし、回答案は回答案としてこれは完成版をつくるということが一つの作業。もう一つはいただいたコメントの中で報告書(案)を修正をするという部分があります。その部分を生かした報告書の修正案をつくるということでございます。各委員の方々にはパブリックコメントを見た上での修正案をいただくと、そしてまたそれをまとめていただく、作業はまた大変なんですけど、まず蔵治先生に集約をさせていただいて、それから私もわかりやすくということで見させていただくという段取りを取りたいと思います。この専門委員会は最初からですね、事務局に意見を言えば事務局が勝手に直してくれるという審議会、検討会ではありませんので、委員がドラフトを書く、あるいは修正案を書いて、それを整理をしつつ意見についてはまた調整をし、そして委員会に諮って決めると、こういう段取りでございます。皆様には作業をお願いすることになりますけども、これがこの専門委員会のルールでございますので、普通の国の審議会や検討会とは違うということでご負担もあるかと思っておりますけども、それをお願いをしたいというふうに思います。それでは先ほどちょっとフライングをして聞いたんですけども、たくさんコメントをいただきました。コメントを寄せられた方もフロアにいらっしゃると思っておりますけども、ここはどうしても大切だということがあると思っておりますので、また直接何人かの方々にご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。どなたでも結構です、これだけ多くのコメントを寄せさせていただきましたので、いらっしゃると思っておりますけども。

(小島座長)

いらっしゃらないでしょうか。

(宮永さん)

感想だけ。今回ちょっと開始時間遅れたんですけど、資料をいただいてびっくりしました。こんなにね、国民に開かれた審議会は初めて、涙が出そうです。コメント一つにちゃんと委員がコメントを書いて、それをまた公開の場で議論。実に日本で始めて以来、本当に開かれた審議会が今日確実にここで僕はね、賛否それぞれ見えますが、これこそね、これから日本の環境行政以外も、他もこの手法を是非採用していただきたいと思っております。本当に今日は大感激です。すごいことです。歴史の始まりだと思います。以上簡単ですが、感想です。

(小島座長)

ありがとうございます。ほかにご意見なりございませんでしょうか。

(田島さん)

前、伊藤さんから説明がありました57ページのですね、専門委員会の考え方ということで、農地有面積が半減する一方ということで、きってあとこれはブラックボックスになっていますけども、やはりこれは県としてどういう実態になっているのかということ、ちゃんと方向としてですね、わかんないところはわかんないでいいんですけども、どういう実態になっているのかということ、農業用水をちゃんと精査、調査してほしいということです。そうじゃないと今、木曽川のフルプランから皆全て曖昧なブラックボックスのままやってたんじゃ前に進まないということで、やはり農業用水をどう使われてて、いくのかということをちゃんと提言してもらいたいということが私の意見です。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。その他いらっしゃいますでしょうか。じゃよろしいですか。今日は予定の時間を40分弱オーバーいたしました。長時間お付き合いいただきましてありがとうございます。それでは本日はこれで終了し次回はできればこれを専門委員会の最後といたしたいと思います。まだ後にPTもありますので、年は越さないように、できれば11月中には思っていますが、次回11月7日月曜日午後1時からでございます。宜しくお願いいたします。